

## AM&T CHINA LEGAL UPDATE

### CONTENTS

#### I Lawyer's Eye

民事訴訟法の新司法解釈における証拠について

北京オフィス顧問 李 加弟

#### II 中国法令アップデート

- 外商投資産業指導目録(2015年改正)
- 全国人民代表大会による「中華人民共和國立法法」の改正に関する決定
- 科学技術成果転化促進法(草案)
- 「労働契約規範」等3項目の国家標準にかかる意見募集のお知らせ
- 「労務派遣サービス要求」等2項目の国家標準にかかる意見募集のお知らせ
- 最高人民法院による「執行案件の立件、案件終了に関する若干問題の意見」の印刷配布の通知
- 企業の国外関連当事者に対する費用支払に関する企業所得税の問題に関する公告

#### III 台湾法令アップデート

- 企業結合届出の売上高基準及び計算方法
- 公平取引委員会の関連市場認定基準
- 営利事業所得税に係る通常の処理に適合しない移転価格審査準則

#### IV 満腹中国

～明前茶(ミンチエンチャ)～

北京オフィス顧問 安 然

## I Lawyer's Eye

北京オフィス顧問 李 加弟

### 民事訴訟法の新司法解釈における証拠について

2015年1月30日に、最高人民法院は、「中国民事訴訟法」の適用に関する解釈(以下「新司法解釈」という)を公布し、2月4日より施行された。前号では、新司法解釈における契約紛争に関する管轄について解説を行った。新司法解釈は、その他にも立件、審理、証拠、執行等の重要な点についても明確化している。今号では、証拠に関するルールについて紹介する。

#### 1. 挙証責任の分配の原則及び例外について

現行の民事訴訟法第64条1項は、民事訴訟における挙証責任について「当事者は、自己の行った主張について、証拠を提出する責任を負う。」と規定している。今回の新司法解釈によれば、挙証責任の分配原則について、更に以下のようなルールを設けた。

- (1) 法律関係の存在を主張する当事者は、法律関係の発生に関する基本事実に対して挙証責任を負う。
- (2) 法律関係の変更、消滅又は権利が妨害されると主張する当事者は、法律関係の変更、消滅又は権利が妨害された基本事実に対して挙証責任を負う。
- (3) 一方当事者が法廷審理、又は訴状、答弁状、代理意見等の書面資料において、自らに不利な事実を明らかに認めた場合、相手当事者は挙証する必要がない。
- (4) 仲裁機関の発効した判断において認定された事実について、当事者は挙証する必要がない。

#### 2. 証拠の提出期限

新司法解釈により、従前に比べて証拠提出期限が短縮された点に留意が必要である。人民法院は、原則としてその裁量により、当事者に対し証拠提出期限を指定することができる。これまでは、人民法院が証拠の提出期限を指定する場合、第一審の案件については、指定期間は30日を下回ってはならないとされていた(実務では第一審の案件について、30日と指定するケースが多かった)。一方で、第二審及び再審案件については、30日を下回ってはならないという制限を受けることはなかった。

新司法解釈により、人民法院が証拠の提出期限を指定する場合、第一審の案件については、指定期間は15日を下回ってはならなくなり、当事者が第二審において「新しい証拠」を提出する期限は、10日を下回ってはならないというルールに変更された。

#### 3. 期限を過ぎて証拠を提出した場合の責任及びその効果

人民法院は、事件の受理通知書及び応訴通知書を送達するとともに、当事者に対して証拠の提出通知書を送達する。当該提出通知書には、証拠の提出期限及び期限を過ぎて証拠を提出した場合の効果等が明記されているのが通常である。実務上、当事者が指定された証拠提出期限までに証拠を提出しない場合、証拠提出の権利を放棄したものと見なし、人民法院は当事者が期限を過ぎて提出した証拠につき、相手当事者が証拠に対する取調べに同意する場合を除き、証拠に対する取調べを行わないことが一般的であったが、実務の取扱いは一律ではなかった。新司法解釈は、以下の通り、期限を過ぎて証拠を提出した場合の責任及びその効果を詳細に定めている。

- (1)当事者が期限を過ぎて証拠を提出した場合、人民法院は、その理由を説明するよう命じ、必要な場合、遅延に関する証明の提出を要求することができる。
- (2)当事者は、客観的な原因により期限を過ぎて証拠を提出した場合、又は、相手方当事者が期限を過ぎて証拠を提出したことについて異議を述べない場合、期限を過ぎていないと見なされる。
- (3)当事者は、故意又は重大な過失により期限を過ぎて証拠を提出した場合、人民法院は採用しない。但し、当該証拠が、案件の基本事実に関係する場合、人民法院は採用するが、民事訴訟法の関連規定に従い、当事者に対して訓戒、過料に処することができる。
- (4)当事者は、故意又は重大な過失によらず期限を過ぎて証拠を提出した場合、人民法院は採用しなければならず、当事者に対して訓戒、過料に処することができる。
- (5)一方当事者は、相手当事者に対して、相手方当事者が期限を過ぎて証拠を提出したことにより余計に被った交通費、宿泊費、食費、休業補償金、証人の出廷等の費用の賠償を請求する場合、人民法院は、その主張を支持する。

#### 4. 電子媒介に保存された情報の証拠採用

新司法解釈によれば、インターネット上のチャット記録、ブログ、微博(中国版ツイッター)、ショートメッセージ、電子署名、ドメイン名等、電子媒介上で形成又は保存された情報を民事訴訟における証拠とみなすことができると規定された(従前は、これらの情報の証拠としての取扱いについては明確ではなかった。)

以上

## Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕

弁護士 濱本 浩平

弁護士 横井 傑

北京オフィス顧問 李 彬

---

### 最新中国法令の解説

#### <投資>

##### 外商投資産業指導目録(2015年改正)

[ポイント] 外国企業による投資に関して各業種を「奨励類」「許可類」「制限類」「禁止類」に分類する目録であるが、3年に1度程度改正されている。今回の改正では、制限類をこれまでの79項目から38項目に削減し、また、奨励類にハイテク、新エネルギー等を加えた。出資比率の制限を撤廃した業種として、鉄鋼、エチレン等がある。電子商取引(EC)でも外資の出資比率が撤廃されたことが注目される。

2015年3月10日公布、2015年4月10日施行(商務部令第22号)

[原文] [外商投資産業指導目録\(2015年修訂\)](#)

#### <立法>

##### 全国人民代表大会による「中華人民共和國立法法」の改正に関する決定

[ポイント] 立法法は、中国における立法権限の分配、立法過程、法規の適用関係等の法制度の根幹を規定する重要な法令であるが、この度、2000年の同法制定以来の初めての改正がなされた。今回の改正は、國務院への授權立法をより制限的にする規定(原則5年の授權期限を設ける等)が新設されたり、立法過程の意見募集についてより詳しく規定される等、習近平体制のスローガンである「法治国家」とちよど沿うような改正内容となっている。また、従来の立法法は、「税収…の基本制度」を法律制定事項としていたが、新立法法ではこれを具体化して「税目の設定、税率の確定、徵稅管理等の税収の基本制度」と明記しており、新たな税目の設定や税率の確定について原則法律のみによって規定できると明確になったことが注目されている。

2015年3月15日公布、同日施行(全国人民代表大会)

[原文] [全国人民代表大会关于修改《中华人民共和国立法法》的决定](#)

#### <知的財産>

##### 科学技術成果轉化促進法(草案)

[ポイント] 發明等の技術成果の利用促進に関する政府の支援や成果の帰属、職務發明等に関する法律の改正案である。産学連携の推進、国立の研究機関が技術成果の利用・処分を自由に行えること、職務上の技術成果に対する報酬は原則として内部規定や契約により定められること等が含まれる。

(意見募集期間:2015年3月2日から2015年4月1日)(全国人民代表大会)

[原文] [促进科技成果转化法修正案\(草案\)](#)

#### <労働>

「労働契約規範」等3項目の国家標準にかかる意見募集のお知らせ

[ポイント] 今回の意見募集は、「労働契約規範」、「労働協約規範」及び「労働協約審査手続規範」の3本の国家標準について行われている。「労働契約規範」及び「労働協約規範」は、その形式・種類、内容、労働契約又は労働協約の成立、変更、解約、終了及び更新にかかる諸手続き等に関連する基準を定めており、いずれも任意の推薦性基準である。一方、「労働協約審査手続規範」は、各級の人力社会保障部門によって行われる労働協約の審査手続きや審査期限、提出資料等にかかる基準であって、強行性基準である点に注意が必要である。

(意見募集期間:2015年2月27日から2015年3月31日)(人力資源社会保障部)

[原文] [关于征求《劳动合同规范》等3项国家标准意见的函](#)

#### 「労働派遣サービス要求」等2項目の国家標準にかかる意見募集のお知らせ

[ポイント] 今回の意見募集は、「労働派遣サービス要求」及び「労働派遣機構基本要求」の2本の国家標準について行われている。「労働派遣サービス要求」は、適用範囲、定義、労働派遣サービス機構が提供するサービス内容、労働契約及び労働派遣合意書の内容、サービスの流れ、諸手続きの期限及び文書管理にかかる基準を定めている。一方「労働派遣機構基本要求」は、労働派遣機構の資格要件やサービス提供・運営管理等にかかる基準を規定している。いずれの国家標準も任意の推薦性基準である。

(意見募集期間:2015年2月27日から2015年3月31日)(人力資源社会保障部)

[原文] [关于征求《劳务派遣服务要求》等2项国家标准意见的函](#)

#### ＜執行に関する司法解釈＞

##### 最高人民法院による「執行案件の立件、案件終了に関する若干問題の意見」の印刷配布の通知

[ポイント] 本司法解釈は、民事執行案件の審査、執行の実施について統一的な案件管理を目的としている。具体的には、執行案件における執行異議申立、委託執行、執行中の和解、再執行等に関する案件管理が規定されている。

2014年12月17日公布、2015年1月1日施行(法発[2014]26号)

[原文] [最高人民法院印发《关于执行案件立案、结案若干问题的意见》的通知](#)

#### ＜企業所得税＞

##### 企業の国外関連当事者に対する費用支払に関する企業所得税の問題に関する公告

[ポイント] 企業所得税法においては関連当事者間で独立企業原則に反する取引を行った場合、取引が行われた税務年度から10年以内に税務当局が「合理的な方法により調整する」ことが認められている。本公告は、中国国外の関連当事者に対して支払われる費用のうち、事業の実態のない関連当事者への支払いや一定の類型に該当する労務に対する支払いに関して損金算入を否定すること等を明示している。国外の関連当事者に対する費用支払に対し税務当局の目がより厳しくなる可能性があり、本公告に明示された類型の費用支払いに関しては特に留意が必要と思われる。

2015年3月18日公布、施行(国家税務総局公告2015年第16号)

[原文] [国家税务总局关于企业向境外关联方支付费用有关企业所得税问题的公告](#)

#### ◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

## Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕

台湾弁護士 吳 曉青

### 最新台湾法令の解説

#### <独占禁止法>

##### 「企業結合届出の売上高基準及び計算方法」の制定

[ポイント]台湾公平取引委員会(TFTC)は、企業結合届出手続きについて、新しい売上高基準を制定した。同基準によれば、届出をする必要がある結合は、①結合をする事業者が金融機関ではない場合、そのうちの1社の前会計年度の売上高が150億台湾ドル(NTD)を超え、かつ、結合をする相手事業者の前会計年度の売上高が20億NTDを超えた場合、②結合をする事業者が金融機関である場合、そのうちの1社の前会計年度の売上高が300億NTDを超え、かつ、結合をする相手事業者の前会計年度の売上高が20億NTDを超えた場合とされ、従前より高い基準が設定された。また、売上高は、事業者の台湾域内の売上高であると定められた。

(2015年3月9日公布、3月6日に遡及し発効)

[原文]事業結合應向公平交易委員會提出申報之銷售金額標準及計算方法

##### 「公平取引委員会の関連市場認定基準」の制定

[ポイント]TFTCは、独禁案件の審理手続での「関連市場」の認定基準を明確にするために、「公平取引委員会の関連市場認定基準」を制定した。同基準によれば、TFTCが関連市場の範囲を認定する際の主要な判断事項は需要代替性(すなわち、取引相手が代替的商品・サービスを使用できる状況)であり、商品またはサービスの特徴により供給代替性(すなわち、競争事業者が代替的商品・サービスを提供できる状況)も配慮される。また、関連市場の範囲は、製品市場及び地理市場により認定され、必要に応じ時間的要素の影響も配慮される。関連市場を認定するために、①合理代替可能性分析法、②交差弾力性検証法、③仮定的独占者検証法のいずれかを利用することができる。

(2015年3月6日公布、同日施行)

[原文]公平交易委員會對於相關市場界定之處理原則

#### <税務>

##### 「営利事業所得税に係る通常の処理に適合しない移転価格審査準則」の改正

[ポイント]多国籍企業グループ間の不公正取引の移転価格設定(Non-Arm's-Length Transfer Pricing)による租税回避を調査するために制定された「営利事業所得税に係る通常の処理に適合しない移転価格審査準則」に、企業再編に関する規定が追加された。今回の改正は、経済協力開発機構(OECD)の定めた「多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針」によるものである。同準則にいう「企業再編」とは、多国籍企業グループがグループ会社間の機能、資産、リスクの再構築、契約条項等の終了、組織構造調整の再交渉あるいは変更をいう。多国籍企業が企業再編を行う場合も、同準則の規制を遵守しなければならない。

また、多国籍事業の関連者取引の独立企業間価格の妥当性について、事前に税務当局に確認を求めるという事前確認制度(Advance Pricing Agreement)も改正された。事前確認制度の申立基準は、改正前の「取引総金額10億NTDまたは年間取引金額5億NTD以上」から、「取引総金額5億NTDまたは年間取引金額2億NTD以上」に緩和し、必要書面及び報告の準備期間も改正前の1か月から3か月に緩和された。さらに、事前確認制度の準備段階として、「確認制度申

請前の事前準備会議」という手続きが追加された。これにより、事前確認制度の利用が増えることが期待される。

(2015年3月6日公布、同日施行)

[原文] 営利事業所得税不合常規移轉訂價查核準則

# 回 滿腹 中國 回

## 【明前茶(ミンチェンチャ)】

北京オフィス顧問 安然

長い冬の間、霧の中に沈んでいた北京にもようやく春が近づいてきた。毎年のこの時期の大きな楽しみの1つに「明前茶」がある。

中国には有名なお茶の産地が数多くあるが、伝統的に「明前茶」と呼ばれるものは、江南地区(長江下流の南河岸)で清明節(太陽暦で毎年4月5日)前に摘んだ新茶に限られる。清明節前になると、江南地区では、長い冬の間につつぷり養分を蓄えたお茶の木が、春を迎えたばかりのまだ気温の低い中、ゆっくりと芽を出す。この時期の柔らかい新芽と新葉を摘んで作るこの明前茶は、今も昔も愛好家の間では珍品として重宝されてきた。

お湯をそそぐ前の明前緑茶の茶葉は、若葉色ですがすがしい香りがする。緑茶を淹れる時には、香りが湯のみ(陶器)に吸い取られないように、グラスで淹れるのが最も良い。グラスの中で細長い茶葉が優雅に広がっていく様を見るのもまた楽しい。

茶葉に注ぐお湯の温度は85度前後が適温である。温度が高すぎると若い茶葉が傷んでしまうからである。グラスに茶葉を入れ、お湯を適量注ぎ、3分の2ほど飲んだところで、グラスにお湯を足す。こうして、明前緑茶を1度のみでなく、2度、3度楽しむことができる。

明前茶は、日本の新茶の独特な若々しい青草のような味わいとは少し違い、ほとんど渋みがなく、繊細で柔らかい味わいをもつ。口に含んだ瞬間、江南の潤った新緑が目浮かぶようである。緑茶の中で明前茶はよく「雨前茶(二十四節気の1つである谷雨の前、清明節の後に摘んで作ったお茶)」と比べられ、雨前茶の鮮烈な香りを好む人もいる。清朝の文人である袁枚も「随園食单」の中で、「清明の前のもは、「蓮心」と呼ばれるが、味が薄いため、多めに入れた方がよい。雨前が一番である。」との言葉を残している。筆者は、この「蓮の心」のような清らかな味わいに心惹かれて、明前茶を毎年待ち遠しく待っている。

実は、3月中旬現在では、ほとんどのところで明前茶はまだ販売されていないが、江南地区以外の産地の新茶なら既に販売しているところもある。写真は四川省峨眉山原産の竹葉青茶である。竹葉青茶は、2月末に摘まれるお茶で、明前茶として名高い龍井茶や安吉白茶と比べると少々甘みに物足りなさを感じるものの、一足早く春の味わいを届けてくれる。

今年の明前茶が北京に届く頃には、北京ももっと春らしくなっているだろう。





## TOPICS

**<NEWS>**

アンダーソン・毛利・友常法律事務所(AMT)とビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)(BSMA)は、両者の経営統合に関しまして、2015年3月2日付で正式合意に至りました。経営統合は予定どおり2015年4月1日を目標として準備を進めております。

大規模M&Aや金融案件等を含む幅広い分野のリーガルサービスを提供するAMTと、事業再生や、危機管理、M&A等のコーポレート案件に取り組んできたBSMAの統合により、統合後事務所は、事業再生分野を重要な業務分野の一つとする真のフルサービスファームとして、複雑かつ多様化したリーガル・ニーズに機動的かつ包括的に対応する体制が格段に整備されることとなります。

両事務所は、経営統合による相乗効果に加え、個々の弁護士がさらに研鑽を積むことにより、あらゆる分野においてより質の高いサービスを提供できるよう一層努力してまいりますので、倍旧のご支援ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))、中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))又は若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))までご連絡下さいませよう、お願いいたします。

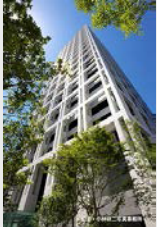
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com)までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

| (東京オフィス) | (北京オフィス) | (上海オフィス) |
|----------|----------|----------|
| 森脇 章     | 中川 裕茂    | 森脇 章     |
| 中川 裕茂    | 横井 傑     | 若林 耕     |
| 若林 耕     | 李 加弟     | 濱本 浩平    |
| 楽 楽      | 李 彬      |          |
| 屠 錦寧     | 安 然      |          |
| 呉 暁青     |          |          |

## CONTACT INFORMATION



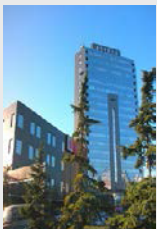
### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051  
東京都港区元赤坂一丁目2番7号  
赤坂Kタワー  
Tel: 03-6888-1000(代表)  
Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)  
URL: <http://www.amt-law.com/>



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003  
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号  
名古屋三井ビルディング新館13階  
Tel: 052-533-4770(代表)  
Email: [nagoya@amt-law.com](mailto:nagoya@amt-law.com)



### 日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号  
北京發展大廈809室  
郵編100004  
Tel: +86-10-6590-9060(代表)  
Email: [beijing@amt-law.com](mailto:beijing@amt-law.com)



### 日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区  
世紀大道100号 上海環球金融中心40階  
郵編200120  
Tel: +86-21-6160-2311(代表)  
Email: [shanghai@amt-law.com](mailto:shanghai@amt-law.com)



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619  
Tel: +65-6645-1000(代表)  
Email: [singapore@amt-law.com](mailto:singapore@amt-law.com)